# 大阪府生活環境の保全等に関する条例(抜粋)

平成六年三月二十三日大阪府条例第六号

### 第一章 総則

## (府の責務)

- 第三条 府は、生活環境の保全等に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。
- 2 府は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、広域的な観点から、大気、水質の保全等を図るため、国及び他の地方公共団体との連絡調整を緊密に行うよう努めるものとする。

#### (市町村の責務)

第四条 市町村は、生活環境の保全等に関し、府の施策と相まって、地域の特性に応じた 施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

## 第二章 生活環境の保全等に関する施策

#### (規制の措置)

第七条 府は、公害の防止に関する必要な規制の措置を講ずるものとする。

### (自動車公害防止対策の推進)

第八条 府は、市町村、事業者、府民及び関係機関と連携して、公害の発生がより少ない 自動車への転換の促進、自動車の使用の合理化の促進、道路環境の改善その他の自動車 の使用に伴う公害を防止するための対策を総合的に推進するとともに、必要な体制の整 備に努めるものとする。

### (大気保全対策の推進)

第十条 府は、事業者又は府民が、その事業活動又は日常生活において、大気の保全に資するよう自ら廃熱を有効に利用し、又は未利用エネルギーを活用することを促進するための指針を策定し、その普及及び啓発に努めるものとする。

#### (水質保全対策の推進)

第十一条 府は、河川等の浄化機能の維持及び向上、地域の特性に応じた地下水のかん養による水の循環の改善その他の河川等の水質を保全するための対策を総合的に推進するものとする。